

造林事業及び素材生産事業に関する一般競争入札に係る総合評価落札方式の見直し

四国森林管理局では、造林事業及び素材生産事業において、的確かつ円滑な実施が期待される請負事業として競争入札を導入しています。

今般、一般競争入札に係る総合評価落札方式の実施について、一部見直しを行いましたのでお知らせします。

「簡易型」総合評価落札方式の導入

総合評価落札方式により実施する「造林事業」・「素材生産事業」について、従来の方式を「標準型総合評価落札方式」とし、新しく、技術的な工夫の余地が比較的少ない一般的な事業であって比較的難易度が低い事業について「簡易型総合評価落札方式」を導入し、技術提案（事業計画）の評価を省略することができることとしました。

具体的には以下のとおりです

評価基準の評価項目及び得点配分の上限の見直し

評価項目におけるボランティア活動の実績に四国森林管理局内で実施する現地検討会、現場説明会、新技術等への協力、貢献の実績を追加したほか、軽微な修正を実施。

評価基準における得点配分の上限点は以下のとおり

【標準型】 186点～200点の範囲で事業区分（一般・一貫・複数年）により変動

【簡易型】 175点

評価項目等の詳細は [総合評価落札方式の基準表](#) をご覧ください。

提出書類の見直し

簡易型総合評価落札方式の導入に伴い、技術提案書の記載事項を修正

簡易型においては、技術提案書の様式2～8を省略

総合評価落札方式の明示

入札公告等に「標準型」または「簡易型」であることを明示していますのでホームページ等でご確認ください。

2. 適用年月日

令和6年11月1日以降の入札手続きから適用。

3. その他

改正した様式については、「公売・入札情報」の「契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等」に掲載してありますのでご利用ください。

[契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等](#)